

静岡県こども食堂物価高騰対策支援金 申請要領

食材費等の物価高騰に伴うこども食堂の負担軽減のため、継続して運営しているこども食堂に対して、支援金を交付します。

1 対象となる者

静岡県内でこども食堂を運営し、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間で、6回以上の開催実績がある個人、団体（法人又は任意団体）。

ただし、地方公共団体や社会福祉協議会が運営するこども食堂、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しているこども食堂は対象外とします。

【本支援金における「こども食堂」の定義】

無料又は低額な料金で地域のこどもを対象に行う活動であって、食事の提供を行う「こどもの居場所」をいいます。なお、対面での開催が困難な場合に実施する弁当等配布については、活動実績に含めるものとします。なお、「こども」とは、おおむね18歳未満の者をいいます。

2 支援金の交付額

こども食堂1か所につき開催回数に応じて定額で交付します。開催回数に応じた区分は、以下の表のとおりです。

区分	開催回数（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）	交付額
A	合計48回以上（平均：月4回以上）	19万円
B	合計24回以上48回未満（平均：月2回以上4回未満）	11万円
C	合計6回以上24回未満（平均：2か月に1回以上月2回未満）	6万円

3 応募方法

（1）申請期限

令和7年5月30日（金） ※郵送の場合は、当日消印有効

※予算に限りがあるため、申請状況により申請期限前に締め切る場合があります。

（2）申請方法

次の提出書類を、静岡県こども家庭課までメール、郵送又は持参してください。

なお、持参の場合は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間としてください。

【提出書類（各 1 部）】

ア 交付申請書(請求書) (静岡県子ども食堂物価高騰対策支援金交付要綱 様式第 1 号)

イ 誓約書(別紙を含む) (" 様式第 2 号)

◎交付要綱、申請様式等は、県子ども家庭課ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/kodomokosodate/1040717/1049537.html>

◎必要に応じて、参考書類の追加提出を求める場合があります。

4 交付の決定

県は、提出書類を受理後、交付対象の要件等の審査を行い、交付すべきと認めるときは、交付決定(確定)通知書を通知します。

なお、交付すべきでないと認められたときは、不交付決定通知書を通知します。

5 申請から支払いまでのスケジュール

申請期限	令和 7 年 5 月 30 日 (金) ※郵送の場合は、当日消印有効
交付決定(確定)通知 (または、不交付決定通知)	交付申請書類受領日からおおむね 3 週間後
交付金の支払い	交付申請書類受領日からおおむね 5 週間後

6 留意事項

(1) 提出された申請書類等は返却しないため、ご承知おきください。

【申請書類の提出先及び問い合わせ先】

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6

静岡県健康福祉部 子ども家庭課 ひとり親支援班

TEL : 054(221)2365 FAX : 054(221)3521

E-mail : kokatei@pref.shizuoka.lg.jp